

意見聴取を主宰する職員の指名に関する訓令

(平成6年9月30日警察本部訓令第16号)

〔沿革〕平成16年3月警察本部訓令第9号抄、18年3月第9号抄改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

意見聴取を主宰する職員の指名に関する訓令を次のように定める。

意見聴取を主宰する職員の指名に関する訓令

聴聞を主宰する職員の指名及び弁明を録取する職員の指定に関する訓令(平成4年岩手県警察本部訓令第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第5号)第3条第1項の規定による意見聴取を主宰する職員の指名について定めるものとする。

(主宰者)

第2条 本部長の指名する職員は次に掲げる者とする。

- (1) 刑事部組織犯罪対策課長
- (2) 刑事部組織犯罪対策課組織犯罪対策指導官
- (3) 刑事部組織犯罪対策課意見聴取官

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月9日警察本部訓令第9号抄)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日警察本部訓令第9号抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月24日から施行する。